

新潟県立自然科学館条例施行規則

昭和 56 年 10 月 30 日

新潟県規則第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県立自然科学館条例(昭和 56 年新潟県条例第 48 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期入館券)

第 2 条 知事は、定期入館券申込書(別記第 1 号様式)に定期入館料を添えて提出した者に定期入館券を交付する。

- 2 前項の定期入館券は、当該定期入館券に記名された者以外の者は、使用することができない。
- 3 第 1 項の定期入館券は、再発行しない。

(入館料等の免除)

第 3 条 条例第 10 条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。

- (1) 小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の引率者
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 44 条に規定する児童自立支援施設(以下「児童自立支援施設」という。)の入所者が児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 74 号。以下「改正法」という。)附則第 7 条に規定する教科において入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の引率者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者
- (6) 特別支援学校の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の当該児童及び生徒並びにその引率者
- (7) 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者が当該施設の活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の当該入所者及びその引率者
- (8) 車いす等の補装具を使用している障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者(以下「補装具を使用している障害者」という。)が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合のその者 1 人につき 1 人の介助者
- (9) 身体障害者手帳に第一種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引

について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第一種身体障害者をいう。)として記載されている者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合のその者1人につき1人の介助者

- (10) 療育手帳に第一種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け児発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第一種知的障害者をいう。)として記載されている者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合のその者1人につき1人の介助者
- (11) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合のその者1人につき1人の介助者
- (12) 第3号から第5号までに規定する者又は補装具を使用している障害者が団体(それらの者が20人以上であるものに限る。)として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の当該団体に随行する2人以内の医療担当者(医師、看護師等をいう。)

2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。

第4条 前条に定めるもののほか、知事は、公益上必要があると認める場合に入館料、特別入館料又はプラネタリウム観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(定期入館券)

第5条 条例第12条第1項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に新潟県立自然科学館(以下「自然科学館」という。)の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)は、指定管理者は、定期入館券申込書(別記第2号様式)に定期入館料を添えて提出した者に定期入館券を交付する。

- 2 前項の定期入館券は、当該定期入館券に記名された者以外の者は、使用することができない。
- 3 第1項の定期入館券は、再発行しない。

(入館料等の免除)

第6条 条例第14条第7項の規定により免除することができる場合は第3条第1項各号に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。

- 2 前項に定めるもののほか、県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動としてプラネタリウムを観覧する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条に規定する教科においてプラネタリウムを観覧する場合は、プラネタリウム観覧料の全部を免除する。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、特に必要があると認める場合に入館料、特別入館料又はプラネタリウム観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第15条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 自然科学館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の細則)

第8条 条例及びこの規則に定めるもののほか、自然科学館の管理に関し必要な事項は、知事が自然科学館の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第70号)

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第23号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第23号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第41号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 149 号)

この規則は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 12 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 133 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(略)、第 4 条中新潟県立自然科学館条例施行規則第 7 条及び別記第 3 号様式を加える改正 (略) は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 15 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

定期入館券申込書

年 月 日

新潟県知事

様

申込者 住所
氏名

下記により定期入館券の交付を定期入館料 円を添えて申し込みます。

記

利 用 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 女
	住 所		電 話	
	学校又は勤務先の 名 称			
希 望 発 行 日	年 月 日			

注 希望発行日は、申込日から1箇月以内の日にしてください。

第2号様式（第5条関係）

定期入館券申込書

年 月 日

指定管理者 様

申込者 住所
氏名

下記により定期入館券の交付を定期入館料 円を添えて申し込みます。

記

利 用 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 女
	住 所		電 話	
	学校又は勤務先の 名 称			
希 望 発 行 日	年 月 日			

注 希望発行日は、申込日から1箇月以内の日にしてください。

第3号様式（第7条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事

様

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

印

新潟県立自然科学館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立自然科学館条例第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類